

広島市地域公共交通活性化協議会等の運営に係る見直し案について

1 概要

広島市地域公共交通活性化協議会（法定協議会）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「地域交通法」という。）における「協議会運営の透明性、公平性、実効性、効率性を確保する観点から規約を定め、適切に運営することが望ましい」との基本方針に基づき、規約等の関係規程を整備した上で、運営してきたところである。

こうした中、昨年12月に公表された国の交通政策審議会交通体系分科会地域公共交通部会のとりまとめ（資料3-2）において、「協議会がより実効的な議論の場として機能し、円滑な運営を確保できるよう措置を行う必要がある」との議決方法を含む運営のあり方についての見直しの方向性が示された。

このため、改正地域交通法の施行（本年秋頃を予定）に合わせて、国が定める新たな基本方針を踏まえ、本市協議会（分科会を含む。）等の運営に係る次の事項について、見直しを検討するものである。

2 見直し案

(1) 議決方法

協議会における十分な議論と迅速な意思決定を両立させ、施策を機動的に推進していく観点から、多数決による議決方法とする。

※ 具体的な変更内容については、改正地域交通法の施行に合わせた新たな基本方針の公表後に、本市協議会へ規約等の改正案を提示した上で実施する。

○現行規定

・本市協議会規約第6条第2項

協議会の議決は、委員の全員の賛成をもって行うこととする。ただし、協議会の運営に係る議決で会長が認める場合は、この限りでない。

・本市協議会分科会設置規程第6条第2項

分科会の議決は、委員の全員の賛成をもって行うこととする。ただし、分科会の運営に係る議決で分科会長が認める場合は、この限りでない。

○交通政策審議会交通体系分科会地域公共交通部会のとりまとめ第20頁

<ポイント（方向性）>

（法定協議会の議決方法）

法定協議会の議決方法について、必要な関係者の意見聴取の機会を確保したうえで、多数決も含めて協議会としての議決を行うことが可能である旨を、地域交通法の基本方針において明確にするなど、迅速かつ効果的な意思決定ができるような協議会運営ができるよう、検討すべきである。

(2) 委員の追加

国内外から数多くの観光客が訪れる本市においては、地域住民のみならず観光客の移動手段を確保することが求められている。また、「広島市こども・若者計画」に基づき、全庁を挙げてこども・若者・子育てに関する施策を総合的に推進することとしており、交通分野においてもそれらを踏まえた施策展開が求められている。

このため、外国人を含めた観光客やこども・若者などの利用実態に応じた実効的な審議を行う観点から、本市協議会に、観光分野及び教育・子育て分野の委員を追加することについて検討する。

(3) 会議体の統合

現在、本市の公共交通政策は、3つの協議会と4つの分科会において審議される体制となっており、協議事項や報告事項の内容に応じて、それぞれ協議会又は分科会を開催していることから、1人の委員が複数の協議会等に出席しなければならないケースや、同時期に複数の協議会等を開催しなければならないケースが生じるなどの課題がある。

このため、他都市における協議会等の運営状況などを参考に、本市の公共交通政策に関する会議体の統合について検討する。

○本市に設置されている会議体一覧

- ・広島市地域公共交通活性化協議会－運賃分科会・陸上交通分科会・バス事業分科会
- ・広島市地域公共交通会議－運賃分科会
- ・広島市陸上交通地域協議会